



2022 No. 595
12・1
月号



社会保険

一般財団法人長崎県社会保険協会 長崎県長崎市松山町4番52号 TEL (095) 844-7120 <https://www.shaho-nagasaki.or.jp/>



「橘神社大門松」
©PIXTA

年頭のご挨拶

謹んで新年のご祝詞を申し上げます。

皆様方には、お健やかによいお年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、本協会の事業運営につきまして、格別のご支援・ご協力を賜り誠にありがとうございました。おかげ様で事業運営が円滑に推進されていることに厚くお礼申し上げます。

2020年から始まったコロナ禍も4年目に入ろうとしています。この間、わが国の経済活動、社会・国民生活は甚大かつ広範な影響を受けました。日常生活は一変し、皆様も様々なご苦勞をされていることと思います。あらためて、医療・年金・介護といった社会保険制度の重要性を認識し、また、健康であることの素晴らしさ、大切さを痛感させられた3年でもありました。

昨年(2022年)からは団塊の世代が順次75歳以上の後期高齢者となっています。加速する高齢化と現役世代の減少という難局に直面する現在、現役世代の社会保険料負担は30%を超えています。安定した社会保険制度を構築していくためには全世代で公平に支え合う仕組みに変えていかなければなりません。

国では、急速に進む少子高齢化や人口減少の中、年金・医療・介護など社会保険全般にわたる持続可能性を確保し、誰もが安心できる全世代型社会保障制度を構築するための検討が行われています。

本協会は、今後予定される各種制度改正が円滑に進むように、日本年金機構並びに全国健康保険協会等の関係機関と連携しながら、広報誌「社会保険ながさき」を活用して、タイムリーな情報提供を行っていくほか、社会保険事務講習会等を開催し、制度改正を含む社会保険制度の周知と広報に努めてまいります。

また、会員の皆様とそのご家族の健康増進や福利向上のための事業を引き続き推進してまいります。

さて、今年の干支は「卯」。その意味は「家内安全」「飛躍」「成長」。新しいことに挑戦するには最適の年だと言われています。コロナ禍を乗り越える「飛躍」の年にしたいものです。

本年も旧年同様、皆様方のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

一般財団法人長崎県社会保険協会
会 長(諫早地区幹事長) 塚元 哲也
副会長(長崎南地区幹事長) 山口 大輔
副会長(長崎北地区幹事長) 川添 暢也
副会長(佐世保地区幹事長) 村上 秀生

卯

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

長崎県社会保険協会並びに会員の皆様方には、お健やかに新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

また、医療従事者の皆様をはじめとした新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご尽力いただかれているすべての方々に深く敬意を表します。厚生年金保険における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、休業により報酬が著しく変更となった方の標準報酬月額の上月からの改定などの特例制度の運用を行ってまいりました。会員の皆様方におかれましては当機構の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、政府が目指す日本のデジタル社会の実現により当機構の業務におきましてもインターネットを利用した電子申請がご利用いただけるようになっております。現在、厚生年金保険の適用関係主要届書の電子申請が可能ですが、本年より保険料額情報の電子送付などの機能の拡充を行う予定ですので、ぜひ電子申請の導入をご検討いただきますようお願い申し上げます。電子申請により届書の窓口持参の手間や郵送の費用が軽減できるとともに、保険証の発行に必要な審査事務に係る期間も大幅に短縮されます。年金事務所職員による電話や訪問によるサポートも実施しておりますので、お気軽に年金事務所までお問い合わせください。

最後になりますが、長崎県社会保険協会の益々のご発展と会員の皆様のご健康とご活躍を心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

日本年金機構 長崎南年金事務所
所 長 本多 敦

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

長崎県社会保険協会並びに会員の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素より当協会の事業運営に対してご理解、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年中も新型コロナウイルス感染症の影響は続き、未だに収束の兆しはみえておりませんが、日頃より感染拡大防止に努めておられるすべての皆様に敬意を表します。一方、感染されました皆様には心よりお見舞い申し上げます。

さて、協会けんぽは令和5年度に、更なる保健事業の充実に向けた取り組みとして、生活習慣病予防健診の自己負担率の軽減を行うことといたしました。健診は、重大な疾病や治療が必要かどうかを判断するスクリーニングとしての位置づけがあります。自己負担率軽減に伴って、更なる健診の受診率向上を図ることはもちろん、特定保健指導対象者や要治療者に対しての働きかけ等を一層推進し、加入者の健康増進を図ってまいります。

今後も、保険者としての機能を果たせるように備えるほか、協会の理念をこれまで以上に追求し、医療保険制度の持続可能性の確保や、加入者の皆様の健康を守るための取り組みを推進してまいりますので、変わらずのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、長崎県社会保険協会並びに会員の皆様のご健勝と、益々のご発展を心から祈念いたしまして年頭のご挨拶とさせていただきます。

全国健康保険協会 長崎支部
支部長 野口已喜夫

明けましておめでとうございます

佐世保年金事務所長、諫早年金事務所長

令和4年度 功労者表彰

～受賞された皆様 誠にありがとうございます～

令和4年度年金委員・健康保険委員功労者表彰伝達式が11月14日に長崎県農協会館において開催され、社会保険事業の推進に功績のあった方に日本年金機構理事長、日本年金機構理事、全国健康保険協会長崎支部長表彰が行われました。心から敬意を表します。

令和4年度 年金委員・健康保険委員功労者被表彰者

○日本年金機構年金事務所対象者（12名）順不同

〔理事長表彰〕

- 株式会社 朝日タクシー 佐藤 一也 様（長崎南）
- 上対馬町漁業協同組合 畑島真奈美 様（長崎北）
- 株式会社 古賀実業 福島 建樹 様（佐世保）
- おおむらケーブルテレビ 株式会社 永田 雅彦 様（諫 早）

〔理事表彰〕

- 長崎県漁業協同組合連合会 入江 敬 様（長崎南）
- 株式会社 丸金佐藤造船鉄工所 前園 博幸 様（長崎南）
- ハヤシカネエネルギー 株式会社 碓 和毅 様（長崎北）
- 社会福祉法人 のぞみ会 池上 恵美 様（長崎北）
- 門田建設 株式会社 大川 正満 様（佐世保）
- 港祐産業 有限会社 金澤 士朗 様（佐世保）
- 株式会社 長崎日調 萩原みゆき 様（諫 早）
- 医療法人 栄和会 中村 美子 様（諫 早）

令和4年度 年金委員・健康保険委員 功労者表彰伝達式



令和4年度 年金委員・健康保険委員 功労者表彰伝達式



○全国健康保険協会長崎支部対象者（10名）順不同

〔支部長表彰〕

- 長崎電建工業 株式会社 内山紗由美 様（長崎南）
- 株式会社 カステラ本家 福砂屋 田添 龍平 様（長崎南）
- ニップドーナツ九州 株式会社 原 則夫 様（長崎南）
- 株式会社 西海建設 米崎 康晴 様（長崎南）
- 株式会社 梅村組 林 勝幸 様（佐世保）
- 税理士法人 村田経理事務所 村田 公美 様（佐世保）
- 株式会社 エレナ 両角 昭彦 様（佐世保）
- 九一庵食品協業組合 小田美貴子 様（諫 早）
- 高瀬建設 株式会社 富永 博子 様（諫 早）
- 社会福祉法人 翔寿会 謝花 稔 様（諫 早）

社会保険事務講習会のお知らせ

会員事業所
参加費無料

厚生年金保険・健康保険と年金の適用・給付等に関する事務手続きについて講習会を開催します。多数のご参加をお待ちしております。

開催日	会場	定員
令和5年2月7日（火）	諫早商工会館	50名
令和5年2月14日（火）	長崎県市町村会館	50名
令和5年2月16日（木）	アルカス SASEBO	50名
令和5年2月28日（火）	壱岐の島ホール	50名

《開会》13:20 《終了》16:10

※壱岐会場の日程等については、ホームページでお知らせいたします。

- ◆対象者 事業所の社会保険事務担当者 ◆参加費 無料。（非会員事業所の方 3,000円資料代等）
- ◆講師 年金事務所、協会けんぽ担当者（社会保険労務士） ◆テーマ 社会保険・健康保険と年金の適用・給付実務
- ◆その他 参加される場合はお申し込み手続きをお願いします。
- ◆お申込 下記申込書をご記入いただき、FAXでお申し込みください。ホームページからもお申込みいただけます。詳細については後日ご案内します。（FAX、メール申込は返信します）定員になり次第締め切ります。

社会保険事務講習会 参加申込書

※希望会場に○印を付けてください。

開催会場	1. 諫早	2. 長崎	3. 佐世保	4. 壱岐
参加者氏名				
事業所名	担当者			
所在地	〒 -			
電話	()		返信 FAX	()

※このお申込書にご記入いただいた個人情報は本事業の運営およびそれに関するご連絡等以外に使用しません。

一般財団法人長崎県社会保険協会

〒852-8118 長崎市松山町4-52 固本社ビル5階

電話 095-844-7120

FAX 095-843-0449

「賞与支払届」の届出は

お済みですか？



賞与を支給したときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」を管轄の年金事務所へ提出していただくことになります。

また、賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合には、「賞与不支給報告書」の提出をお願いします。（令和3年4月からの取扱いです。）

保険料や将来受け取る年金にも反映しますので、適正な届出をお願いします。

● 資格取得月・資格喪失月の取扱い

- ・ 資格取得した月（資格取得日以降）に支給された賞与は届出が必要となり保険料の対象となります。
- ・ 資格喪失した月に支給された賞与は保険料の対象になりませんが、資格喪失日の前日までに支給された賞与については届出が必要となります。
- ・ 資格取得した月に資格喪失となった場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与については保険料の対象となり届出が必要です。

※将来の年金額には保険料の対象となったものが反映します。

「賞与支払届」の届出は 便利な電子申請をご利用ください！

「電子申請」とは、インターネットを利用して申請・届出をする方法です。インターネットを経由するため、**いつでも・どこでも**手続きができます。

また、申請するために移動したり郵送する必要が無いため、書面やCD・DVDで行う申請に比べて、**コストが掛からない**などのメリットがあります。皆さま、ぜひこの機会に、電子申請の利用についてご検討ください。



電子申請のメリット

- 24時間365日、いつでも申請が可能です。
- 年金事務所に行かなくても、職場や出先などから申請が可能です。
- 移動時間や交通費、郵送費などのコスト削減が期待できます。
- 決定通知書をパソコンから確認できます。

電子申請のご利用方法

STEP 1 「G Biz ID」のアカウント取得

- 1 G Biz ID のホームページから「gBizID プライム作成」ボタンを押下して申請書を作成・ダウンロード
※「G Biz ID」の詳しい内容、手続きはG Biz IDホームページをご覧ください。
- 2 作成した申請書と印鑑証明書を「G Biz ID 運用センター」に送付
- 3 申請が承認されるとメールが到着（審査に2週間程度必要となります。）
- 4 メールに記載された URL をクリックしてパスワードを設定
- 5 手続き完了！



STEP 2 申請データ(CSV)の作成

「届書作成プログラム」で申請データを作成します。

「届書作成プログラム」は、申請データを簡単に作成・申請できるプログラムです。

日本年金機構のホームページから無料でダウンロードできます。

※自社システムや労務管理ソフトで申請データを作成した場合は、申請データ（CSV）が正しく作成されているか届書作成プログラム内の「仕様チェック」を実施してください。

STEP 3 届書作成プログラムから申請

作成した申請データ（CSV）を電子申請します。

「G Biz ID」に対応した「届書作成プログラム」から電子申請を行います。



ジー・ビズ・アイディー

電子申請にご利用頂ける「**G Biz ID**」とは、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

電子申請に関するお問い合わせ先

ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口）

0570-007-123 「2番」をお選びください

（ナビダイヤル）

050 から始まる電話でおかけになる場合は、

03-6837-2913 「2番」をお選びください

〈受付時間〉 月～金曜日：午前8時30分～午後7時
第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

ご提出にあたりご不明な点は「**電子申請相談チャット**」へ！

日本年金機構ホームページでは、電子申請に関するよくあるお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを開設しています。24時間いつでも対応していますので、ぜひご利用ください。

※日本年金機構ホームページでは、電子申請の具体的な利用方法、電子申請に関するQ&Aや、お近くの年金事務所の所在地などもご覧いただけます。

日本年金機構ホームページに利用手順を掲載しています。

併せて利用手順の説明動画も掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/e-gov.html>

日本年金機構 電子申請



令和5年1月以降にご提出いただく協会けんぽの各種申請書は 新様式のご使用をお願いいたします

協会けんぽでは、より分かりやすくすること、より記入しやすくすること、より迅速に給付金をお支払いすること等を目的として、令和5年1月に各種申請書（届出書）の様式を変更します。令和5年1月以降に旧様式で申請された場合、事務処理等に時間を要してしまうことがございますので、新様式のご使用をお願いいたします。

----- 様式を変更する主な申請書（届出書） -----

健康保険給付関係
傷病手当金支給申請書
療養費支給申請書（立替払等）
療養費支給申請書（治療用装具）
限度額適用認定申請書
限度額適用・標準負担額減額認定申請書
高額療養費支給申請書
出産手当金支給申請書
出産育児一時金支給申請書
出産育児一時金内払金支払依頼書
埋葬料（費）支給申請書
特定疾病療養受療証交付申請書

任意継続関係
任意継続被保険者資格取得申出書
任意継続被保険者被扶養者（異動）届
任意継続被保険者資格喪失申出書
任意継続被保険者氏名 生年月日 性別 住所 電話番号変更（訂正）届

被保険者証等再交付関係
被保険者証再交付申請書
高齢受給者証再交付申請書

※新様式の申請書（届出書）は、協会けんぽのホームページよりダウンロードいただけます。
また、郵送で取り寄せることも可能です。

整骨院・接骨院のかかり方

柔道整復師（整骨院・接骨院）の施術を受ける場合、健康保険の対象となる場合とならない場合があります。健康保険の対象としない場合に健康保険証を使用された場合、その治療費の全額、または一部を負担していただくことがあります。

健康保険の対象となる場合

- ・外傷性（※）が明らかな打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）
- ・応急手当などやむを得ない場合の骨折・脱臼（応急処置後の施術は医師の同意が必要です）

（※）外傷性…関節等の可動域を超えた捻れ、外力によって身体の組織が損傷を受けた状態であり、慢性に至っていないものであること。

健康保険の対象としない場合

- ・単なる肩こりや筋肉疲労
- ・病気（神経痛・リウマチ・五十肩など）からくる痛み・こり
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・労災保険が適用となる工作中や通勤途上での負傷

柔道整復師の施術を受ける場合の注意事項

- ◆ 負傷の原因を正しく伝えましょう
- ◆ 領収書をもらいましょう
- ◆ 療養費支給申請書は、内容を確認し必ず自分で署名しましょう
- ◆ 治療が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう

医療費が高額になりそうなときは 限度額適用認定証を利用しましょう

入院や通院で医療費が高額になる場合、「限度額適用認定証」をあらかじめご申請いただき、健康保険証とあわせて医療機関窓口で提示すると、医療機関窓口での1ヶ月（1日から月末まで）のお支払い額が自己負担限度額までになります。また、高額療養費（払い戻し）の申請が不要になります。

限度額適用認定証のご利用の流れ



※70歳以上の方は「高齢受給者証」により窓口でのお支払いが自己負担限度額までで済みますので手続きは不要です。

ただし、被保険者が現役並みⅠ・現役並みⅡ・低所得のいずれかに該当する場合は手続きが必要です。

※マイナンバーカードの健康保険証利用の申し込みをいただき、マイナンバーカードを使用して医療機関にかかると、限度額適用認定証を申請いただかなくても自己負担限度額を超える支払いが免除されます。

交通事故などで健康保険を使う場合は 「第三者行為による傷病届」の提出が必要です

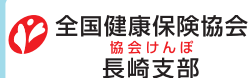
交通事故やケンカなど、第三者の行為による負傷で、健康保険で治療を受けた時には「第三者行為による傷病届」のご提出をお願いいたします。届書をすぐに提出できないときは、取り急ぎ事故等の状況をお電話等によりお知らせいただき、後日、できるだけ早く届書のご提出をお願いします。

第三者行為による傷病届が必要な場合（例）

- ・相手方がいる交通事故
- ・同乗していた車やバイクが事故を起こしたことでけがをした場合
- ・ケンカ等、暴力を振るわれてけがをした場合
- ・他人の飼っている動物に咬まれてけがをした場合
- ・飲食店等で食中毒になった場合 等



仕事中や通勤途中の事故等の場合、原則健康保険は使用できません。
まずは管轄の労働基準監督署にご相談ください。



〒850-8537 長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館8階
電話：095-829-6000
（受付時間/平日8：30～17：15）

協会けんぽ長崎

検索

メルマガ無料配信中



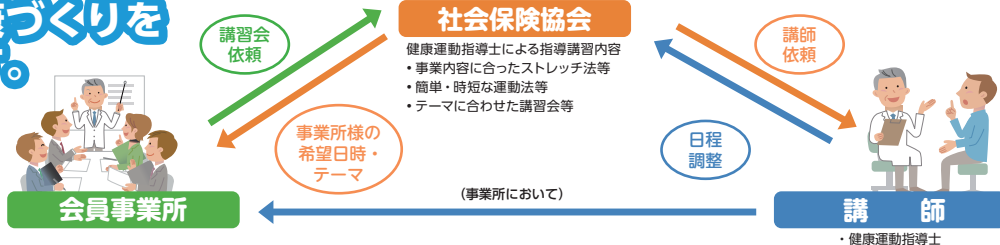
協会けんぽ長崎支部キャラクター

／尾まがり猫家族／



無料 職場の健康づくりを応援します。

職場で働く皆様の健康管理と健康の保持・増進のサポートをいたします。
お気軽にお申し込みください。



健康運動指導士による職場の健康づくり 申込書

希望年月日	令和 年 月 日 () 時 分 から 時 分 まで	参加人数	名
希望する内容	例) 主に机上作業が多いため、肩こり解消運動法 例) テーマはお任せ。講演と実技を交えた講習会 等		
事業所名	担当者		
事業所所在地	〒 - 電話 ()		

お詫びと訂正

令和4年度版「社会保険実務の手引き」に誤りがございましたので、お詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

〔訂正箇所〕

P63 健康保険傷病手当金支給申請書・記入例の3ページ

書類下部の賃金計算方法では「基本給：欠勤控除あり
264,000円÷22日×15日＝180,000円」とありますが、上部の勤務状況では欠勤の「/」が17日間ありました。
この場合、正しくは「/」は15日間となります。

令和5年1月・2月

出張年金相談所のご案内

各年金事務所では出張年金相談所を開設しています。どうぞご利用ください。

出張年金相談は予約制です。予約に関しましては市町窓口にお問い合わせください。ただし、西海市、平戸市、松浦市、対馬市の予約は管轄年金事務所にお申し込みください。五島市、杵岐市の予約はテレビ電話相談予約電話へお申し込みください。
相談においでの際には、年金証書、振込通知書、年金手帳、被保険者証など、ご本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。
代理の方が相談を受けられる場合は、委任状、印鑑及び本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）が必要です。

長崎南年金事務所 〒850-8533 長崎市金屋町3-1 ☎095-825-8707			
開設日	時間	市町名	場所
令和5年1月11日(水)	9:00~12:00 13:00~15:00	新上五島町	新上五島町役会議室
令和5年1月12日(木)	9:00~12:00	新上五島町	若松支所会議室
令和5年2月9日(木)	9:00~12:00 13:00~15:00	新上五島町	新上五島町役会議室
令和5年2月16日(木)	11:00~12:00 13:00~15:00	五島市	奈留支所会議室

五島市にお住まいの方は『テレビ電話相談』をご利用ください
個室でプライバシーに配慮しています 必ずかしこい操作は一切ありません
予約制でお待たせしません 対面相談と同じ相談ができます

会場：五島市役所 1階 第2相談室
(午前9時から午後4時まで 土日祝日、年末年始を除く)
予約電話：095-808-7639
(長崎南年金事務所 受付時間 午前9時00分~午後4時00分)

長崎北年金事務所 〒852-8502 長崎市稲佐町4-22 ☎095-861-1354			
開設日	時間	市町名	場所
令和5年1月12日(木)	11:00~12:00 13:00~15:00	西海市	大島総合支所会議室
令和5年1月25日(水)	13:30~17:00	対馬市	美津島行政サービスセンター別館2F
令和5年1月26日(木)	9:00~12:00 13:00~16:00	対馬市	対馬市役所別館会議室
令和5年2月2日(木)	11:00~12:00 13:00~15:00	西海市	西海保健センター
令和5年2月15日(水)	14:00~17:00	対馬市	峰行政サービスセンター
令和5年2月16日(木)	9:00~12:00 13:00~15:00	対馬市	上対馬総合センター

杵岐市にお住まいの方は『テレビ電話相談』をご利用ください
個室でプライバシーに配慮しています 必ずかしこい操作は一切ありません
予約制でお待たせしません 対面相談と同じ相談ができます

会場：杵岐市役所芦辺庁舎 1階 相談室
(午前9時から午後4時まで 土日祝日、年末年始を除く)
予約電話：095-861-1354
(長崎北年金事務所 受付時間 午前8時30分~午後4時30分)

佐世保年金事務所 〒857-8571 佐世保市稲荷町2-37 ☎0956-34-1189			
開設日	時間	市町名	場所
令和5年1月10日(火)	10:00~12:00 13:00~15:00	平戸市	平戸市役所会議室
令和5年1月12日(木)	10:00~12:00 13:00~15:00	松浦市	松浦市役所会議室
令和5年1月18日(水)	13:00~16:30	佐世保市	宇久行政センター会議室
令和5年1月19日(木)	8:30~12:00	小値賀町	小値賀町役会議室
令和5年2月7日(火)	10:00~12:00 13:00~15:00	平戸市	平戸市役所会議室
令和5年2月9日(木)	10:00~12:00 13:00~15:00	松浦市	松浦市役所会議室
令和5年2月14日(火)	10:30~12:00 13:00~15:00	平戸市	錦浦出張所会議室

諫早年金事務所 〒854-8540 諫早市栄田町47-39 ☎0957-25-1662			
開設日	時間	市町名	場所
令和5年1月5日(木)	10:00~12:00 13:00~15:00	東彼杵町	総合会館
令和5年1月11日(水)	10:00~12:00 13:00~15:00	南島原市	布津支所会議室
令和5年1月18日(水)	10:00~12:00 13:00~15:00	島原市	島原市役所会議室
令和5年1月25日(水)	10:00~12:00 13:00~15:00	南島原市	加津佐支所会議室
令和5年2月1日(水)	10:00~12:00 13:00~15:00	川棚町	中央公民館集会所
令和5年2月8日(水)	10:00~12:00 13:00~15:00	南島原市	口之津支所会議室
令和5年2月15日(水)	10:00~12:00 13:00~15:00	島原市	島原市役所会議室
令和5年2月22日(水)	10:00~12:00 13:00~15:00	島原市	島原市役所会議室

長崎県の社会保険事業概要	事業所数 (船舶所有者数)	被保険者数	平均標準報酬月額
令和4年10月現在			
健康保険	23,742	261,174	269,360
船員保険	265	3,205	372,579
厚生年金保険	24,150	285,802	263,767